令和7年度

土倉山国有林外森林整備事業(造林)

閲 覧 図 書

添付書類

- 契約書(案)事業内訳書作業仕様書
 - 作業位置図
- 2 契約情報の公表
- 3 入札者注意書

岡山森林管理署

森林整備事業請負契約書(案)

1 事業名 土倉山国有林外森林整備事業(造林)

2 事業場所 別紙図面のとおり

3 事業量 別紙事業内訳書のとおり

4 事業期間契約締結日の翌日から令和8年2月16日まで

ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙事業内訳書のとおり

5 請負金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額

金円也

[注]()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。 (適用されるものは〇印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分		選択条項			
×	契約保証金の納付				第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付 等の提供	に変わる	る担保となる有	「価証券	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認	ぬる金	融機関等の保	紅	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証	第4条第1項第4号			
×	履行保証保険契約	第4条第1項第5号			
0	支給材料及び貸与	品			第15条
×	前金払		分の	以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項			
0	部分払	第38条			
×	国庫債務負担行為		第40条		

⁽注)国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具	アルミ製	1本	岡山森林管理署	契約締結の日
植栽器具	鉄製	1本	岡山森林管理署	契約締結の日
植栽器具	木柄型	2本	岡山森林管理署	契約締結の日
植栽器具	ツルハシ型	1本	岡山森林管理署	契約締結の日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 下刈折損の損害賠償については、別紙1のとおりとする。
- (3) 契約約款第38条第1項は、別紙事業内訳書の作業毎に適用するものとする。
- (4) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて 本契約書及び令和7年4月9日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって 公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定 書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 岡山県津山市小田中228-1

氏 名 分任支出負担行為担当官

岡山森林管理署長 山 﨑 準 印

 請負者
 住
 所

 氏
 名

印

(注) 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名 の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員 の住所及び氏名を記入する。

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1	年	2	年	3	年	4年	以上
許容切損率	3	%	3	%	2	%	1	%

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に 林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるもの をいう。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(請負者をいう。以下同じ。)が次の 各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除す ることができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所を いう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に 関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員 をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き
 - (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合 は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請 負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。
 - 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象 者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を 解除することができる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合 において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入 」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒 否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への 通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

土倉山国有林外森林整備事業(造林)

森林 事務所	作業種	事業期間	記番	国有林•林小班	数量	林齢	摘要
金川	地拵	自令和 年 月 日	601	土倉山857り	1.69ha		全刈存置
		至令和8年2月16日	602	土倉山858わ	4.66ha		全刈存置
		計			6.35ha		
	植付	自令和 年 月 日	603	土倉山857り	1.69ha		ヒノキ 1.69ha 3,718本
	(新植)	至令和8年2月16日	604	土倉山858わ	4.66ha		ヒノキ 4.66ha 9,320本
		計			6.35ha		
	下刈	自令和7年11月4日	605	城山850は	4.51ha	2	全刈
	至令和8年2月16日		606	土倉山853は	5.01ha	2	全刈
			607	土倉山862い3	5.23ha	4	全刈
			608	加茂山839ほ1	2.95ha	4	全刈
			609	加茂山839ほ2	2.63ha	4	全刈
			610	加茂山839ほ3	2.07ha	4	全刈
	計				22.40ha		
	除伐	自令和 年 月 日	611	加茂山835と	0.31ha		
	177.70	至令和8年2月16日	612	土倉山855そ1	1.50ha		
			613	土倉山855そ2	1.77ha		
		計			3.58ha		
	つる切	自令和 年 月 日	614	土倉山853ち	0.92ha		
	- 0 34	至令和8年2月16日	615	土倉山853る1	5.43ha		
			616	土倉山853る2	2.80ha		
		計			9.15ha		
	地材	字 計			6.35ha		
植 付 計					6.35ha		
	下以	1 計			22.40ha		
	除化	計			3.58ha		
	つる切	計			9.15ha		
	合	計			47.83ha		

作業仕様書総則

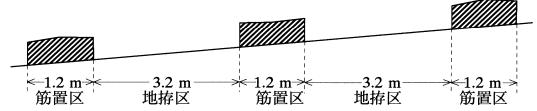
- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料(苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料)の使用 に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な 使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影 要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇 所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。 監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者 において実施し、その費用は請負者の負担とする。

地拵仕様書(全刈)

(地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図(側面図)



2 地拵は等高線に沿って行う。

(立木の保残)

3 伐採時から保残している高木性広葉樹(胸高直径おおむね10cm程度以上の もの)は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

(巻枯らしの要領)

4 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

(その他)

5 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書 (マルチキャヒ゛ティーコンテナ苗)

(地拵の確認)

1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部 分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

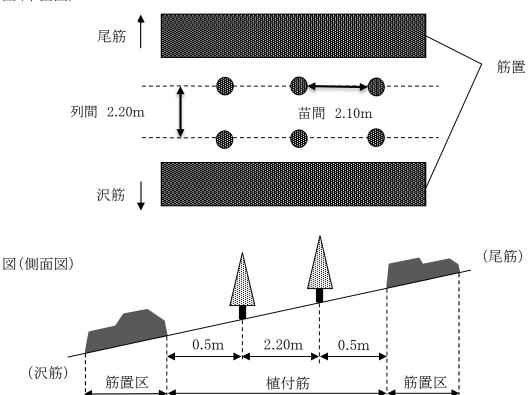
(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1ha当たりの植付本数(本/ha)
ヒノキ	2,200本(土倉山)

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 無地拵又は全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗 間距離は 2.15mとする。
- 5 全刈筋置地拵箇所の植付は、植付筋2列植、列間距離 2.20m、苗間距離 2.10mを原則とし、下図の要領により植付ける。

図(平面図)



(苗木の管理)

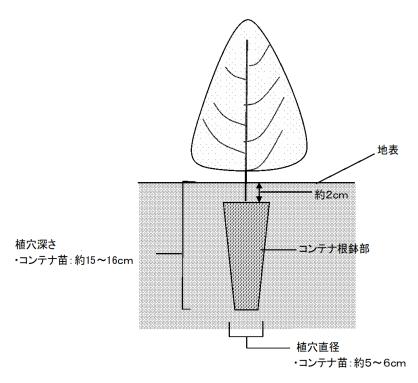
6 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、 必要に応じてシート等で直射日光を遮断し潅水を行うなど、苗木の乾燥防止 に注意すること。ただし、苗木が蒸れ過ぎないよう必要な措置を講ずるこ と。

(植付要領)

- 7 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し(列間、苗間 の印を付したもの)を用いて植付地点を決定する。
- 8 植付地点に伐根、石礫等があって植付困難な場合は、苗間方向に移動して 調整し、列間方向では調整しないこと。
- 9 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5~6 cm、深さ約15~16 cmの植穴をつくる。
- 10 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。 (根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
- 11 土の寄せかけは、根鉢の上端より 2 cm程度の高さが植付後の地表面となるようにするとともに、根鉢と植穴との間に空隙がない状態にすること。
- 12 踏付けは、簡単に抜けることが無いよう、適度に体重をかけて押さえ、苗 木を安定させる。 (根鉢を潰さないように留意すること。)

(苗木の管理・取扱)

- 13 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 14 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書 (マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種 苗長		根元径	根鉢部	数量	
少花粉ヒノキ	30cm上	3.5mm上	150cc	13,038本	

- 2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。
 - (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
 - (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
 - (3) 根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。 また、適潤であること。
 - (4) セラミックポット内の土・コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
 - (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色択をもち、病害やその他の 欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
 - (6) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
 - (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。
- 3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生 産事業者等より優良苗木を購入すること。
- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、 梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。
- 5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。
 - (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
 - (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
 - (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。
- 6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

下刈仕様書(全刈)

(刈払上の注意等)

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇 所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

(その他)

5 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

除伐仕様書

(伐除木)

- 1 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は伐除する。
- 3 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り (地際よりおおむね1.0m以下)とする。ただし、地形の制約、安全上の理 由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を 受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま ま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所(筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定された ほ行防止帯等)に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を 阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

(その他)

8 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

つる切仕様書 (刈払処理)

(刈払処理要領)

- 1 区域内のつるは、全て根元から切断する。
- 2 造林木等に巻き付いているつるは、根元から切断し、からみついたつるを 取り除く。
- 3 その他必要事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

アフリカ豚熱 (ASF) 対策

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土 落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのしし の死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合 の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実 施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、岡山県の行う立入制限 等の防疫措置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止または解 除する可能性がある。
- 3 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示に よるものとする。

国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いに関する特記仕様書

○国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次の通り工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

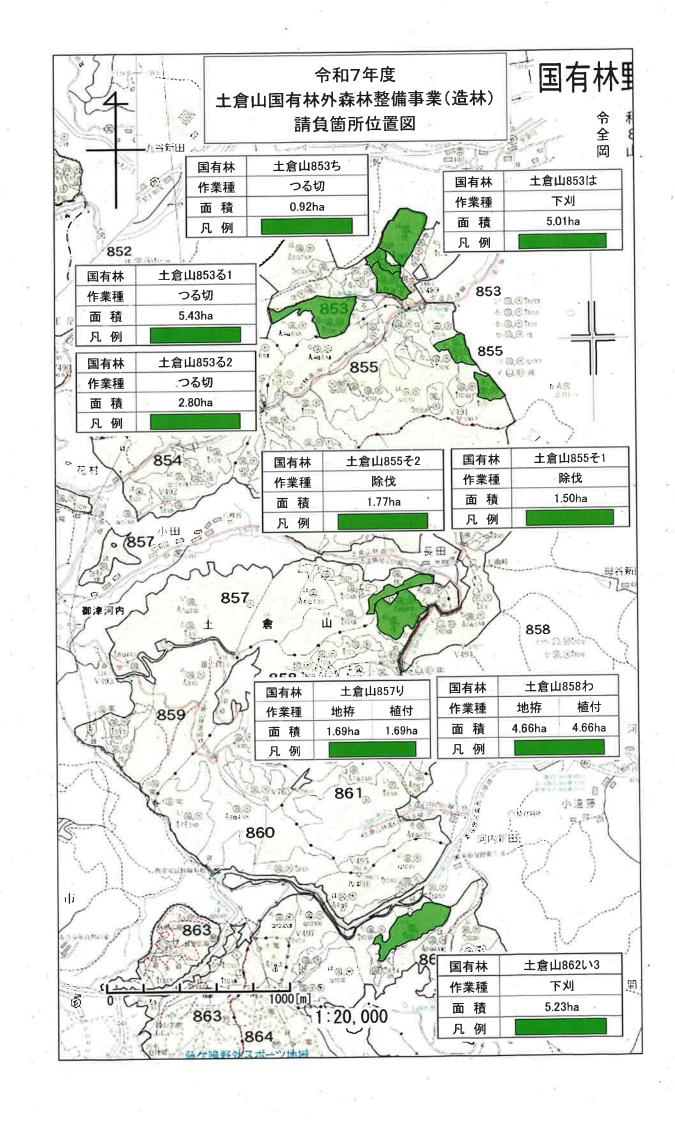
記載文章例

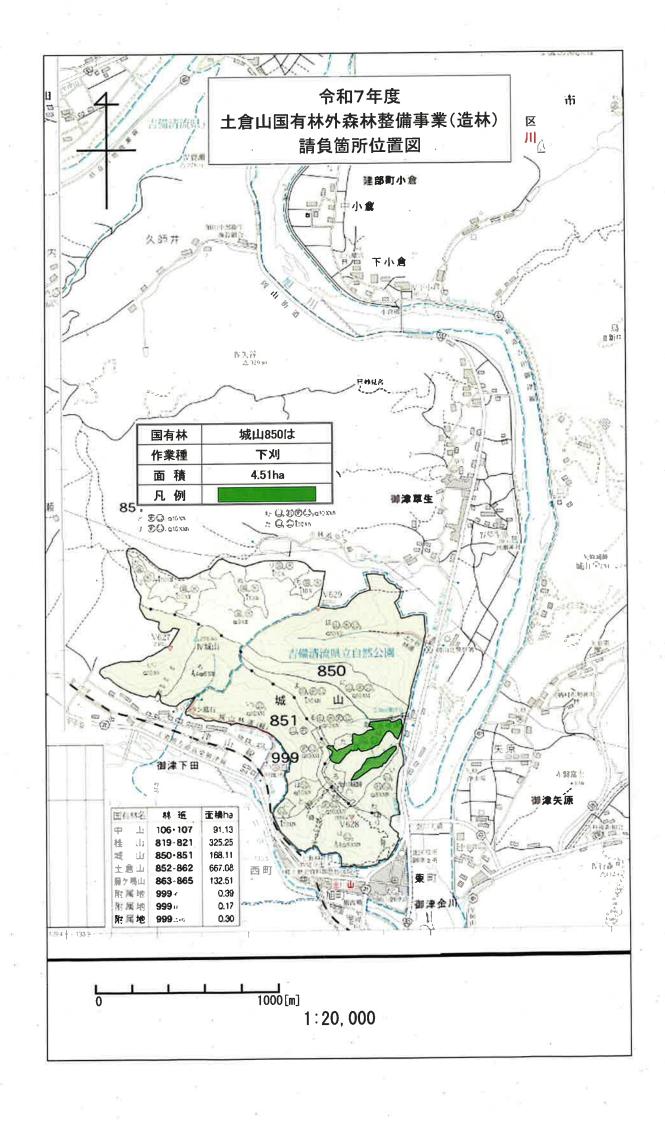
健全な森林づくりのため 地拵・植付作業を行っています 国 土 強 靱 化 対 策 事 業

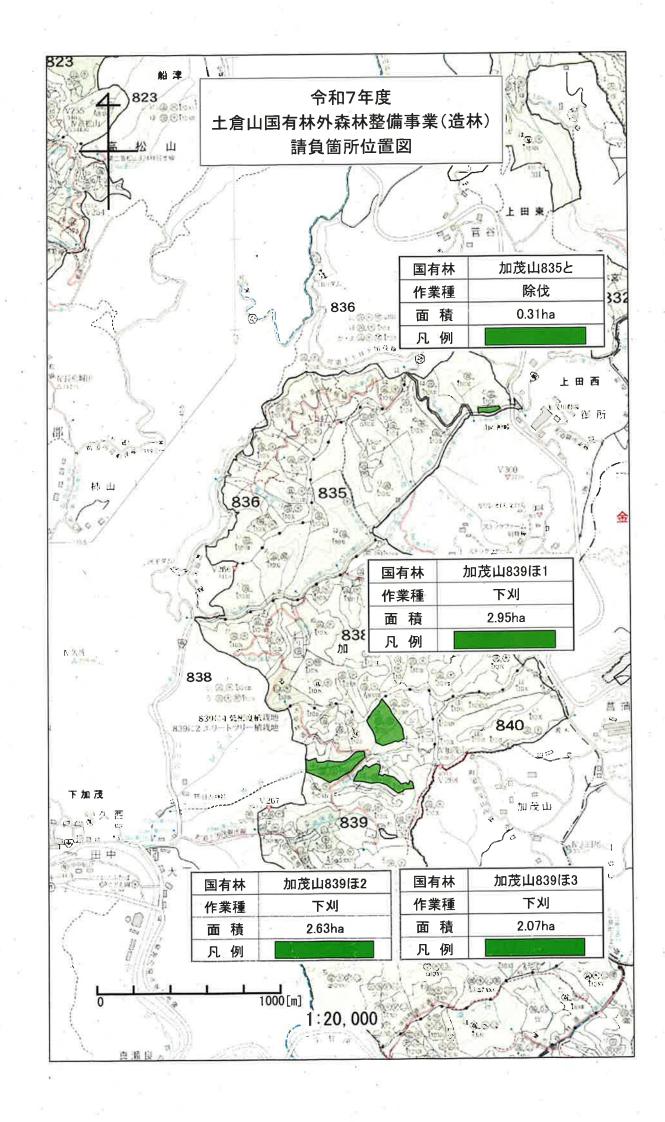
2 留意事項

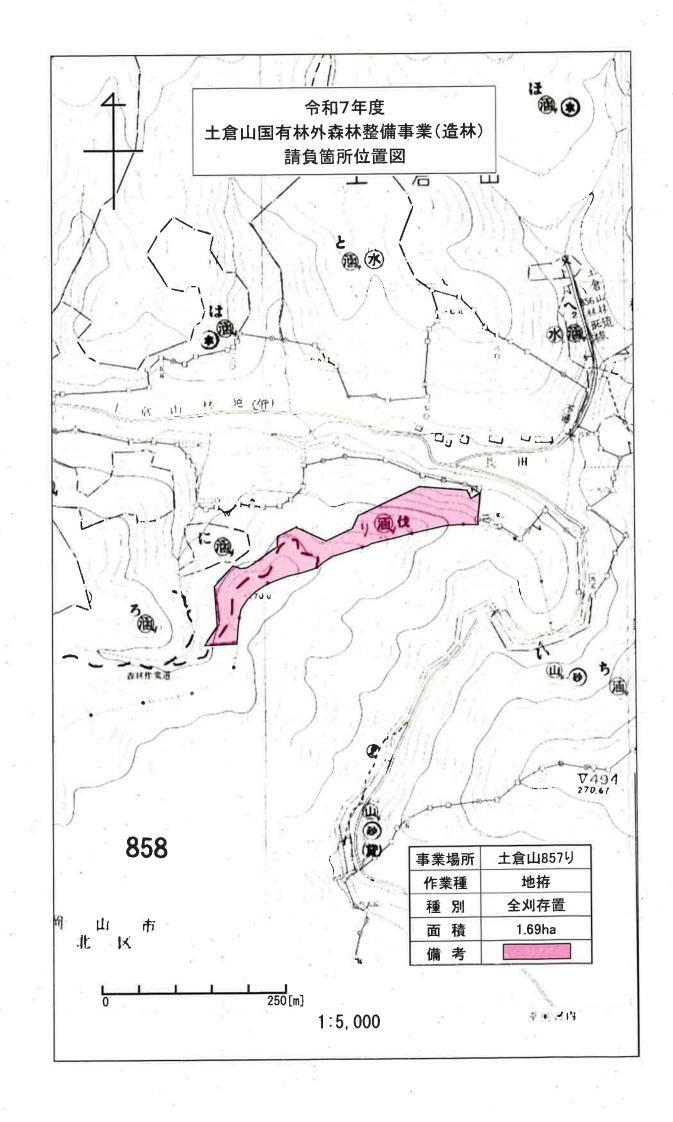
標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を 製作することは不要。

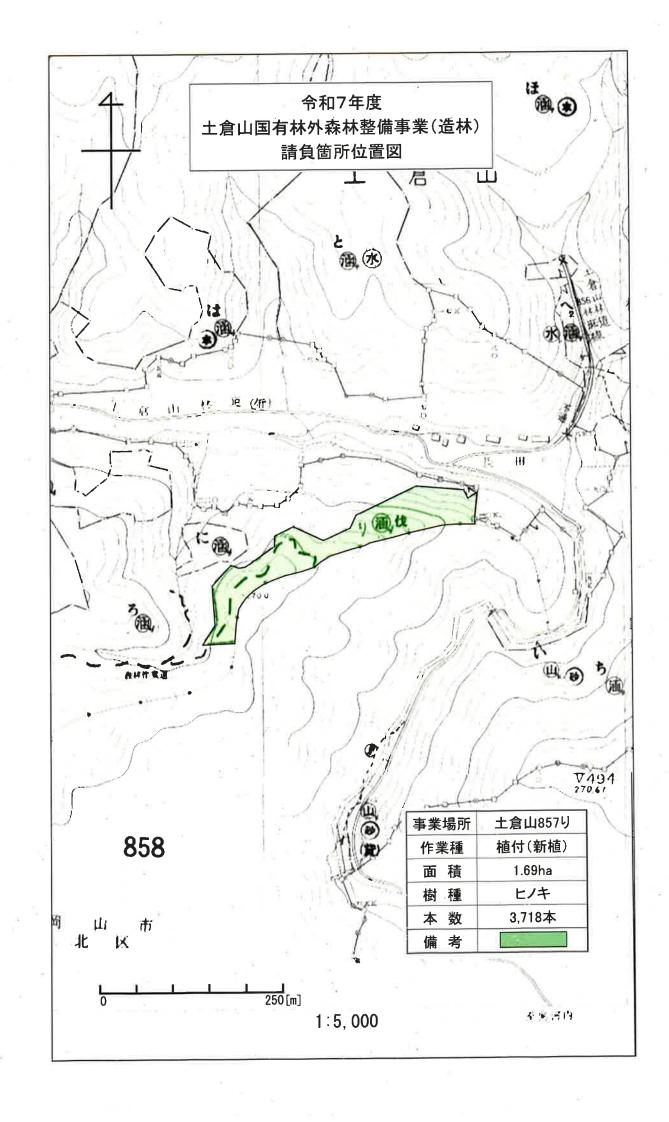
これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

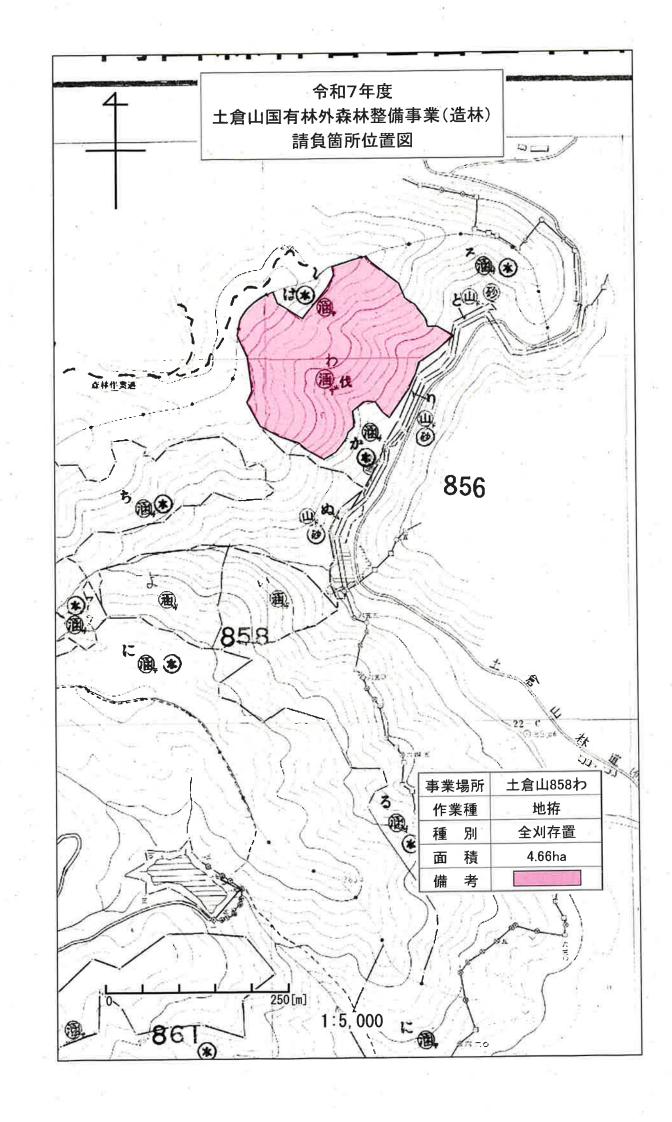


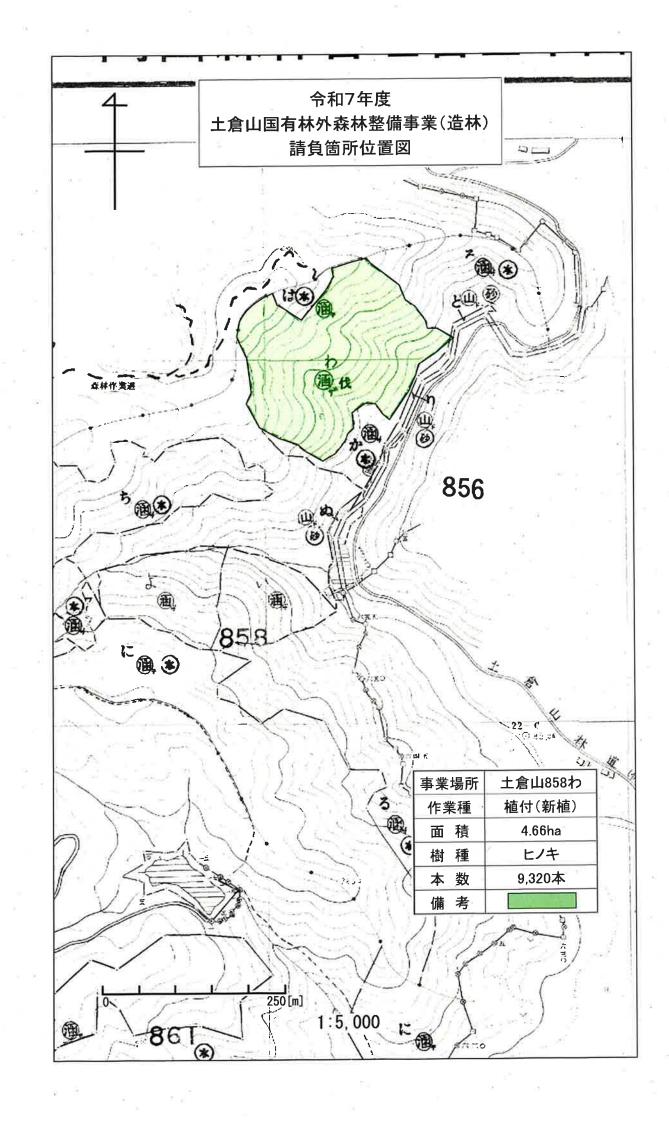


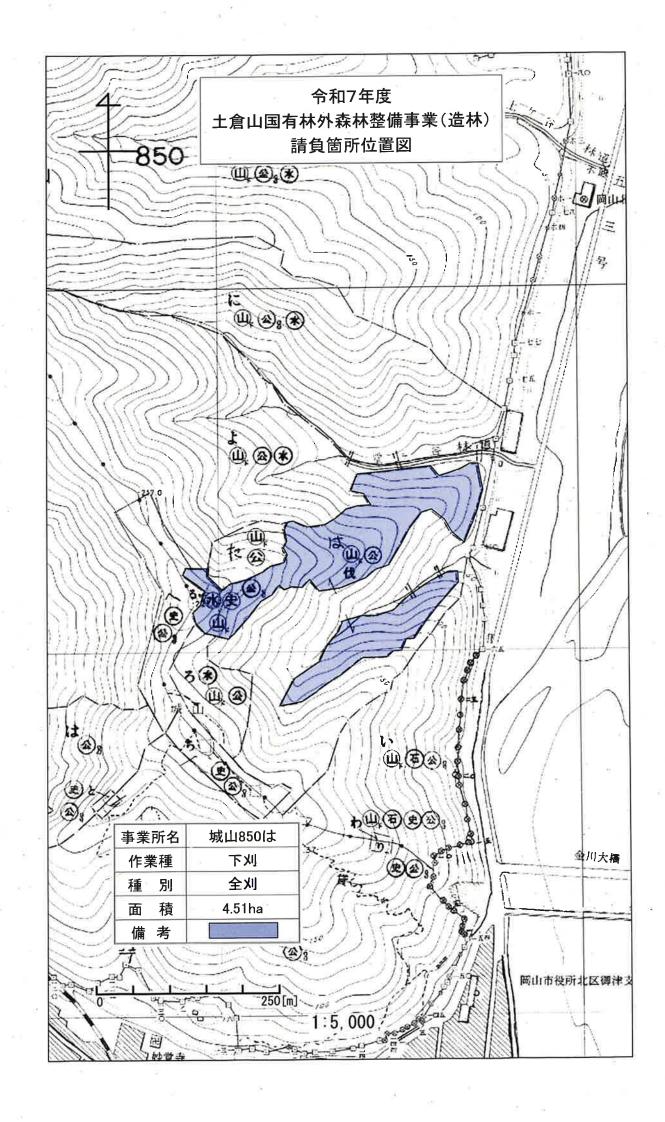


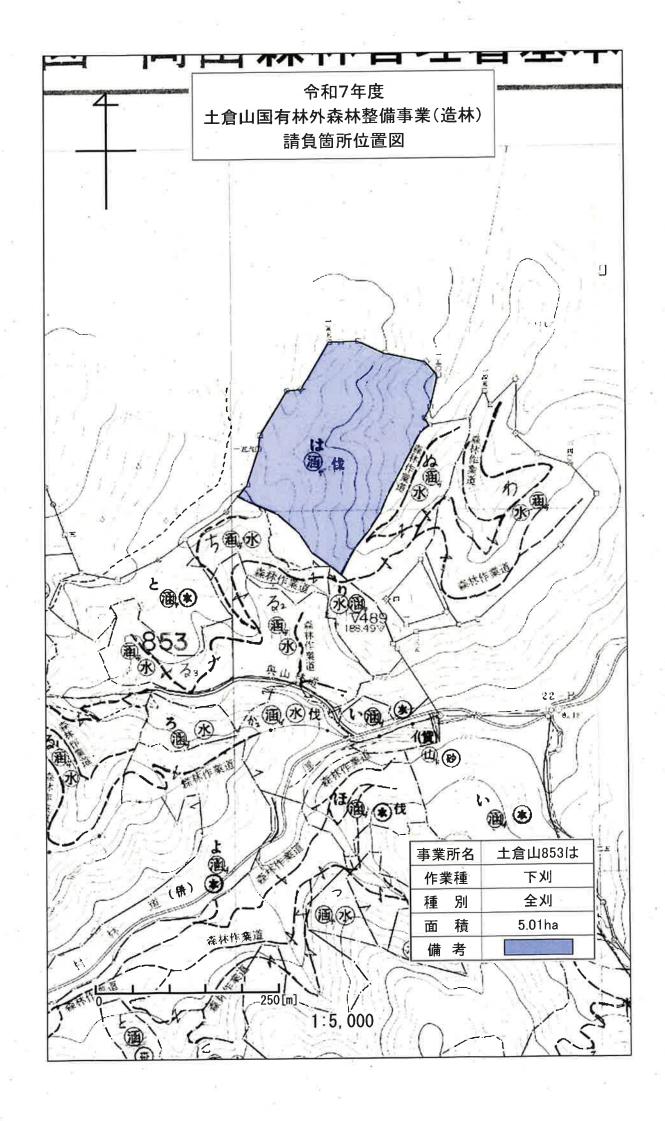


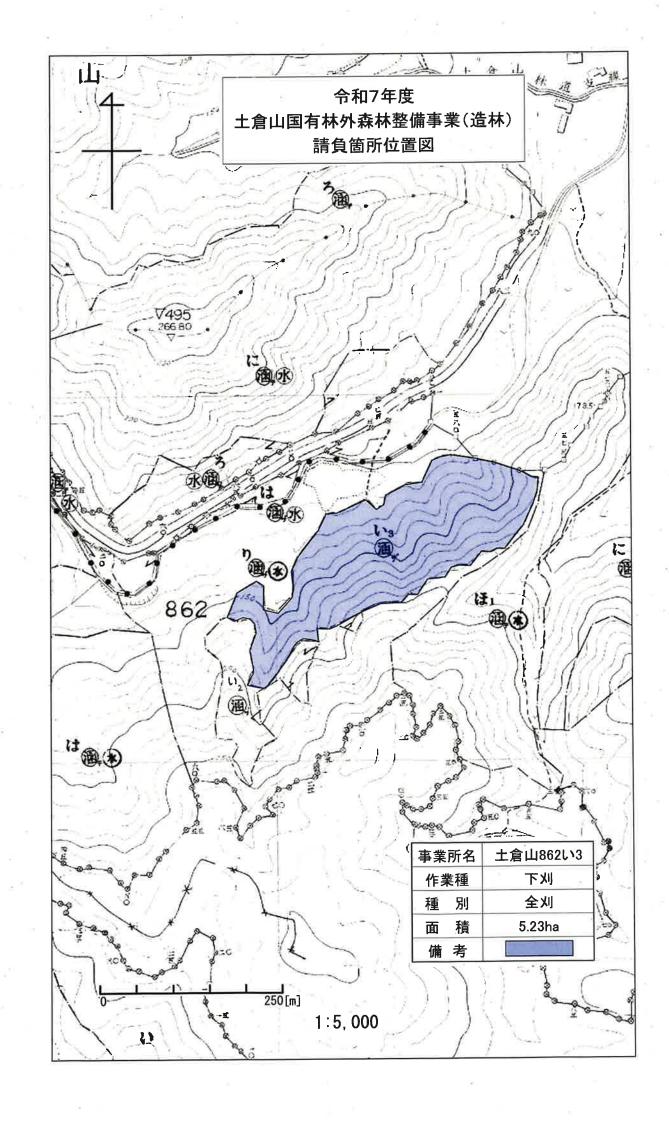


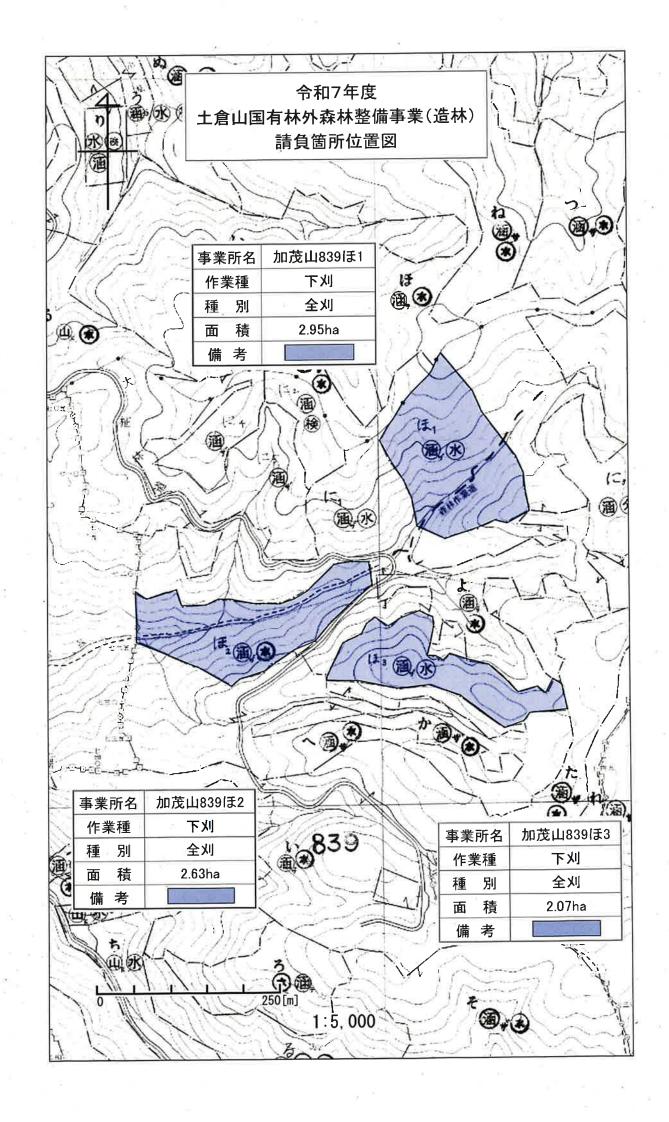


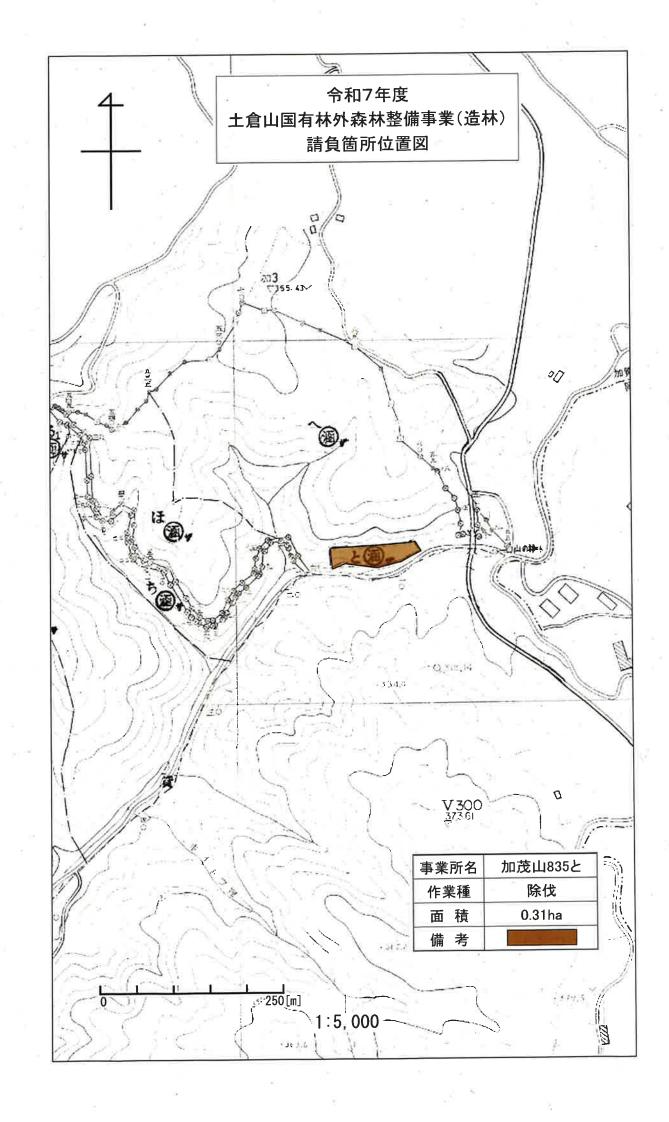


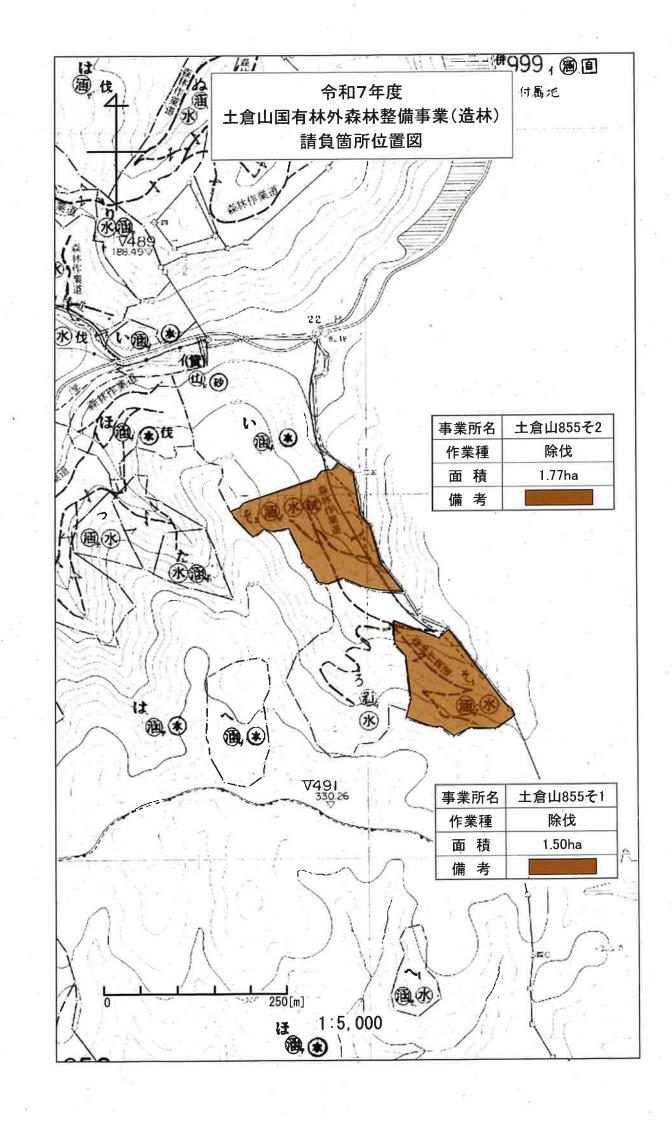


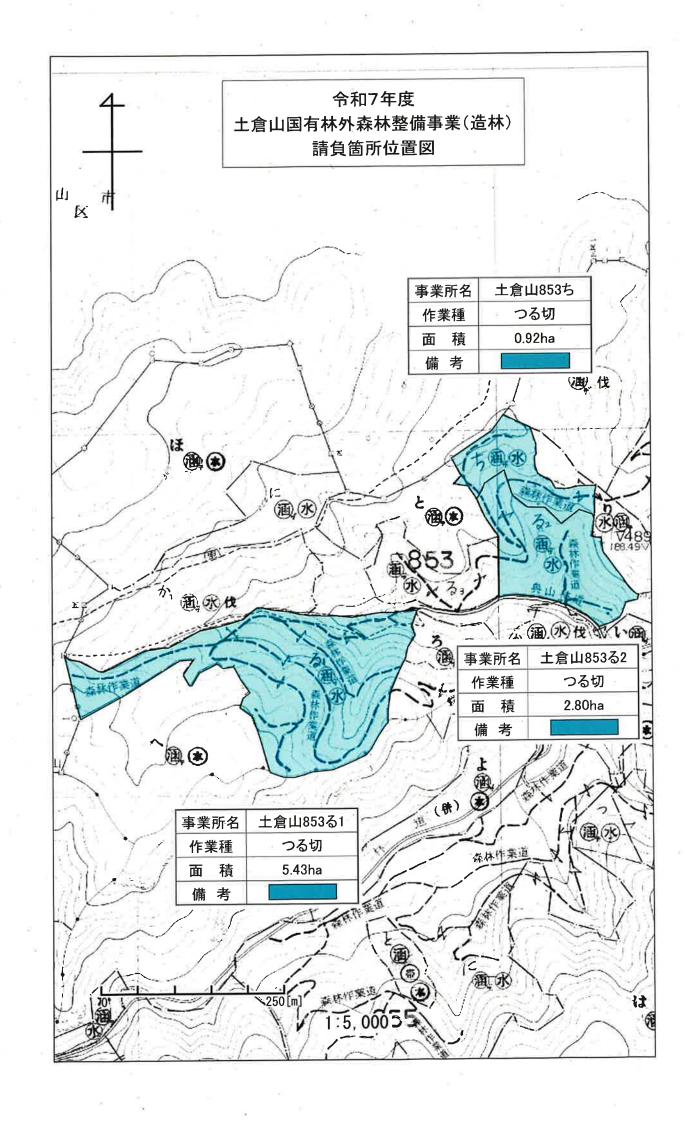












事業名:土倉山国有林外森林整備事業(造林)

	森林				林分条件		作	業条件	
作業種	事務所	国有林·林小班	実行数量	事業期間	傾斜及び 植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復)	通勤時間 (往復)	通勤起点
地拵	金川	土倉山857り	1.69 ha	契約締結日の翌日~	難45% 中27% 易28%	人力・機械併用	24.4 km	104 分	岡山市北区御津支所
		土倉山858わ	4.66 ha	令和8年2月16日	難12% やや難24% 中24% 易40%	人力·機械併用	24.4 km	105 分	岡山市北区御津支所
計			6.35 ha						
植付	金川	土倉山857り	1.69 ha		中58% 易42%	人力	24.4 km	104 分	岡山市北区御津支所
(新植)		土倉山858わ	4.66 ha		難29% 中17% 易54%	人力	24.4 km	105 分	岡山市北区御津支所
計			6.35 ha						
下刈	金川	城山850は	4.51 ha		難23% 中44% 易33%	人力·機械併用	1.0 km	22 分	岡山市北区御津支所
		土倉山853は	5.01 ha		難20% 中32% 易48%	人力·機械併用	13.2 km	42 分	岡山市北区御津支所
		土倉山862い3	5.23 ha		難27% 中26% 易47%	人力·機械併用	13.6 km	26 分	岡山市北区御津支所
		加茂山839ほ1	2.95 ha		難34% 中31% 易35%	人力·機械併用	11.8 km	36 分	吉備中央町加茂川庁舎
		加茂山839ほ2	2.63 ha		難63% 易37%	人力·機械併用	11.8 km	35 分	吉備中央町加茂川庁舎
		加茂山839ほ3	2.07 ha		中33% 易67%	人力·機械併用	12.2 km	38 分	吉備中央町加茂川庁舎
計			22.40 ha						
除伐	金川	加茂山835と	0.31 ha		易100%	人力·機械併用	8.6 km	13 分	吉備中央町加茂川庁舎
		土倉山855そ1	1.50 ha		難35% 中40% 易25%	人力·機械併用	11.6 km	55 分	岡山市北区御津支所
		土倉山855そ2	1.77 ha		難45% 中33% 易22%	人力·機械併用	11.6 km	39 分	岡山市北区御津支所
計			3.58 ha						
つる切	金川	土倉山853ち	0.92 ha		やや難64% 中20% 易16%	人力	13.2 km	32 分	岡山市北区御津支所
		土倉山853る1	5.43 ha		やや難10% 中37% やや易39% 易14%	人力	12.8 km	44 分	岡山市北区御津支所
		土倉山853る2	2.80 ha		やや難26% 中21% やや易16% 易37%	人力	12.2 km	32 分	岡山市北区御津支所
計			9.15 ha						

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

- 1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。 ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。

- 6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを 提出すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した 書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
- 9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3)入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4)入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出 している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8)入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9)入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金 (その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合 において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足してい るとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し 出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出が あっても受理しない。
- 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
- 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。 その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、 低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1)予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1) の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者 は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1) により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1) の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16. 落札となるべき同価格 (総合評価落札方式による場合は「同評価値」) の入札をした 者が 2 人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入 札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にく じを引かせ落札者を決定する。

- 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

入札物件 第

묽

事 業 名

入札	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
金									
額									

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委 任 状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により 下記の入札に関する一切の権限を委任します。 を代理人と定め、

記

事 業 名

委 任 状

令和 年 月 日

(分任)支出負担行為担当官 ○○森林管理局(○○森林管理署)長 殿

> (委任者) 所在地(住所) 商号又は名称 代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、○○森林管理局(○○森林管理署) における契約について、下記の一切の権限を委任します。

> (受任者) 所在地(住所) 商号又は名称 代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。